

登園許可証明書

園 名	小杉西部保育園
児童名	

病 名	
--------	--

初診 令和 年 月 日

上記疾患について、症状も回復し、集団生活に支障がない
状態になったので、令和 年 月 日からの、登園
を許可する。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

※児童名の欄は、保護者の方でご記入をお願いいたします。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー）【射水市】

提出日 令和 年 月 日

保育所名

名前

男・女

年

月

日生

(歳

ヵ月)

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

食物アレルギー (あり・なし)	アナフィラキシー (あり・なし)	病型・治療	保育所での生活上の留意点	★保護者名・勤務先・電話番号 ① ② 緊急時連絡先																															
		A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 裏面「除去食摂取指導票」に基づき																																
		B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因:) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・)	B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィー ・ ニューMA-1 ・ MA-mi ・ ペプディエット ・ エレメンタルフォーミュラ その他()																																
		C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 8～14に関しては、()内の該当する食品を○で囲む。または、食品を記入する。	C. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	生活管理指導表記載日 年 月 日																															
		<table border="1"> <tr> <td>1. 鶏卵</td> <td>《 》</td> <td rowspan="15"> 【除去根拠】該当するものを《 》内に番号を記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 </td> </tr> <tr><td>2. 牛乳・乳製品</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>3. 小麦</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>4. ソバ</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>5. ピーナッツ</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>6. 大豆</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>7. ゴマ</td><td>《 》</td></tr> <tr><td>8. ナッツ類</td><td>《 》 (すべて・クルミ・アーモンド・)</td></tr> <tr><td>9. 甲殻類</td><td>《 》 (すべて・エビ・カニ・)</td></tr> <tr><td>10. 軟体類・貝類</td><td>《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)</td></tr> <tr><td>11. 魚卵</td><td>《 》 (すべて・イクラ・タラコ・)</td></tr> <tr><td>12. 魚類</td><td>《 》 (すべて・サバ・サケ・)</td></tr> <tr><td>13. 肉類</td><td>《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・)</td></tr> <tr><td>14. 果物類</td><td>《 》 (キウイ・パナナ・)</td></tr> <tr><td>15. その他</td><td>《 》 ()</td></tr> </table>	1. 鶏卵	《 》	【除去根拠】 該当するものを《 》内に番号を記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取	2. 牛乳・乳製品	《 》	3. 小麦	《 》	4. ソバ	《 》	5. ピーナッツ	《 》	6. 大豆	《 》	7. ゴマ	《 》	8. ナッツ類	《 》 (すべて・クルミ・アーモンド・)	9. 甲殻類	《 》 (すべて・エビ・カニ・)	10. 軟体類・貝類	《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)	11. 魚卵	《 》 (すべて・イクラ・タラコ・)	12. 魚類	《 》 (すべて・サバ・サケ・)	13. 肉類	《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・)	14. 果物類	《 》 (キウイ・パナナ・)	15. その他	《 》 ()	D. 除去食品で摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に< >内の摂取不可能なものに○をつける。 1. 鶏卵: < 卵殻カルシウム > 2. 牛乳・乳製品: < 乳糖 > 3. 小麦: < 醤油・酢・麦茶 > 6. 大豆: < 大豆油・醤油・味噌 > 7. ゴマ: < ゴマ油 > 12. 魚類: < かつおだし・いりこだし > 13. 肉類: < エキス >	医師名 医療機関名・電話番号(連絡先)
		1. 鶏卵	《 》	【除去根拠】 該当するものを《 》内に番号を記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取																															
2. 牛乳・乳製品	《 》																																		
3. 小麦	《 》																																		
4. ソバ	《 》																																		
5. ピーナッツ	《 》																																		
6. 大豆	《 》																																		
7. ゴマ	《 》																																		
8. ナッツ類	《 》 (すべて・クルミ・アーモンド・)																																		
9. 甲殻類	《 》 (すべて・エビ・カニ・)																																		
10. 軟体類・貝類	《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)																																		
11. 魚卵	《 》 (すべて・イクラ・タラコ・)																																		
12. 魚類	《 》 (すべて・サバ・サケ・)																																		
13. 肉類	《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・)																																		
14. 果物類	《 》 (キウイ・パナナ・)																																		
15. その他	《 》 ()																																		
D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) → ※内服するタイミング(該当する箇所に☑を記載) □原因物質を摂取・接触したとき □アレルギー症状が出現したとき 2. アドレナリン自己注射薬「エピペンR0.15mg」 3. その他() → 別紙「アレルギー緊急時個別対応票」が必要	E. その他の配慮・管理事項																																		
指導表の内容に関して 6ヵ月後 ・ 12ヵ月後 に再評価が必要です																																			

保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を職員全員及び連携機関で共有することに同意します。

保護者署名:

除去食摂取指導票

児童名

完全除去又は、一部除去を選択		※一部除去の場合、摂取不可に×、摂取可に○を	
○・×	食 物	献 立 ・ 食 品 例	
卵	一部除去	完全除去	
		生卵、生の卵白が含まれる食品	生卵、一部のシャーベット・ホイップクリーム
		生の卵黄が含まれる食品	アイスクリーム、マヨネーズ、ミルクセーキ 他
		加熱した卵料理	ゆで卵、卵焼き、オムレツ、目玉焼き 他
		全卵が相当量含まれる食品・料理	プリン、茶碗蒸し、卵とじ、卵スープ 他
		卵黄が相当量含まれる食品・料理	ケーキ・カステラ 他
		卵白が少量含まれる食品	練り製品(すり身、はんぺん、かまぼこ、ちくわ他) 表面に照りのあるパン、砂糖をまぶしたせんべい
		卵黄が少量含まれる食品	一部のそば・うどん・中華麺
		全卵を極めて微量に含む食品	ビスケット、ボウロ、パン、ホットケーキ
		肉類加工食品	天ぷら粉、ドーナツ、ババロア、どら焼き、クッキー
		魚卵類	一部のハム・ウインナー・ベーコン
		製造ライン(コンタミネーション)の注意喚起表示のあるもの	タラコ・イクラ・スジコ
乳	一部除去	完全除去	
		生の牛乳、又はそれを用いた食品	生クリーム、アイスクリーム、ミルクセーキ 他
		牛乳を主原料とした食品	牛乳、調整粉乳、練乳 他
		牛乳が相当量含まれる食品、料理	プリン、ババロア、グラタン、ホワイトソース、シチュー 他
		乳を極めて微量に含む食品	一部のハム・ウインナー・ベーコン・コンソメ
		チーズ又はそれを用いた食品	
		油脂類	バター、マーガリン、ショートニング
		発酵乳	ヨーグルト、乳酸飲料
		菓子類	チョコレート 他
		加熱された牛乳やバターが少量含まれる食品	ビスケット、ケーキ、パン、クッキー、ドーナツ、カステラ他
小麦	一部除去	完全除去	
		小麦粉を主成分とした食品	パン、パスタ、麺、麩 他
		小麦粉を少量使用した食品	菓子類、市販のルー 他
		調味料	しょうゆ、みそ、酢、一部のコンソメ
		製造ライン(コンタミネーション)の注意喚起表示のあるもの	
大豆及び大豆加工品	一部除去	完全除去	
		大豆、豆乳	大豆、枝豆、おから、大豆もやし
		市販植物油のほとんど	大豆油、天ぷら油、サラダ油 他
		大豆油を用いた食品 ①	薄揚げ、厚揚げ、がんもどき、さつま揚げ、油漬缶詰
		大豆油を用いた食品 ②	マーガリン、カレールー、チョコレート、ココア
		小豆など豆類	インスタント食品、油を使用した菓子(スナック菓子他)
		大豆製品、大豆加工品	小豆、もやし、インゲン豆、グリーンピース 他
その他	一部除去	完全除去	
		そば	みつ豆、あんみつ
		魚 ()	豆腐、高野豆腐、納豆、きな粉、ゆば、みそ、しょう油、一部のコンソメ
		果物 ()	製造ライン(コンタミネーション)の注意喚起表示のあるもの
		野菜 ()	そば
		甲殻類、軟体類 ()	そば粉、そばぼうろ、そば饅頭 他
		その他 ()	あじ、さば、いわし、さけ 他

※ 出来るだけ詳しくご指示くださいますようお願いいたします

登園許可証明書

園 名	小杉西部保育園
児童名	

病 名	
--------	--

初診 令和 年 月 日

上記疾患について、症状も回復し、集団生活に支障がない
状態になったので、令和 年 月 日からの、登園
を許可する。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

※児童名の欄は、保護者の方でご記入をお願いいたします。